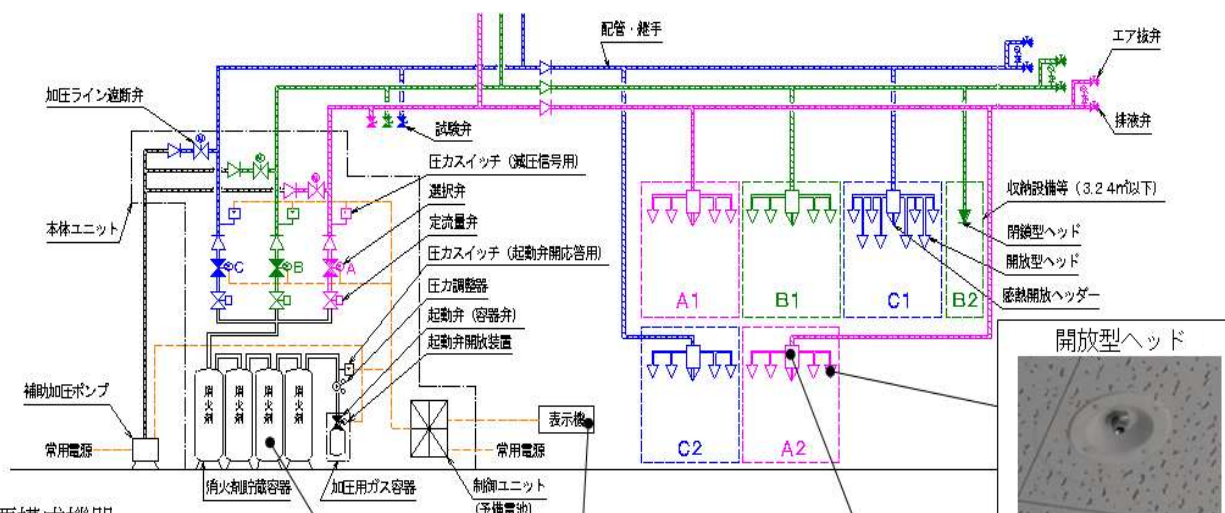


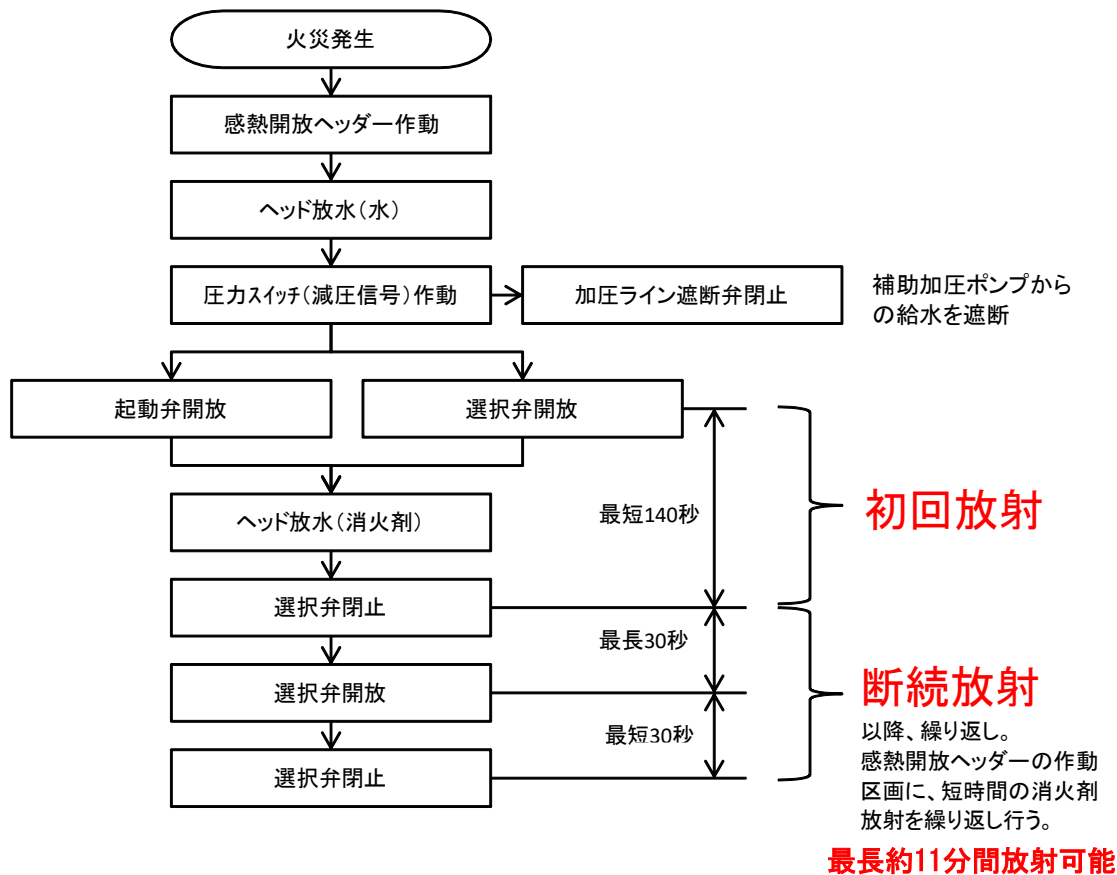
設備工事情報シート	衛生	Ⅱ－P－81	制定 改訂	2017年3月1日
Ⅱ. メーカー情報	消火剤噴霧自動消火システム		能美防災編	
1. 目的・概要 平成26年10月に、病院・有床診療所等に対するスプリンクラー設備の設置が強化された。既存施設は平成37年6月30日までに遡及対応が必要となっている。しかし、既存施設にスプリンクラー設備を設置する場合、水槽やポンプ等の設置スペースや設置場所の制約等もあり、設置が困難な場合も多くある。 こうした問題から、スプリンクラー設備の代替となるパッケージ化された自動消火設備「消火剤噴霧自動消火システム」について紹介する。 2. 適用範囲 「消火剤噴霧自動消火システム」は、消防法における「令別表第1(6)項用途（病院、老人ホーム、幼稚園等）」で延床面積が1万㎡以下の防火対象物のみ設置が可能となっている。 また、注意する点は同システムが従前のパッケージ型自動消火設備とは起動方式や断続放射等の技術基準が異なっているため、設置には令第32条による「特例申請」が必要となる。消防機関での令第32条適用の判断材料である、（一財）日本消防設備安全センターにてスプリンクラー設備と同等の防火安全性能を有するものとして「性能評定」を取得している。（性能評定番号：評28-002号） 3. システム概要 「消火剤噴霧自動消火システム」は、配管内を常時加圧した水で充水することで即時放水による初期消火と「感熱開放ヘッダー」の作動により配管内の水を即時放水すると共に、配管内の減圧を感知して素早く本体ユニット内の薬剤を配管内に供給する。また、効率的な断続放射を行うことで限られた薬剤で火災の拡大を抑制する事ができる。  主要構成機器 本体ユニット  外観  内部 表示機  感熱開放ヘッダー  システム構成				

日建連

注：この情報シートは日建連の基準、規格ではありません

資 料

4. 火災時の動作フロー



5. 特徴

- ・ 日本消防設備安全センターの性能評定を取得。
- ・ 薬剤の断続放射により、残り火があっても火災の延焼を抑制。
- ・ 消火システム専用の感知器が必要ないため、配線が少なく維持管理が容易。
- ・ 感熱部や放水部は外観点検のみであるため、居室や病室など人がいる場所でも点検が容易。
- ・ ポンプ、水槽、非常電源、流水検知装置などが不要。
- ・ 既設建物の天井裏への隠ぺい施工に適した小口径（25A）の樹脂管を採用しているため、配管施工時の騒音や作業時間の軽減が可能。

6. 注意事項

- ・ 所轄消防の32条特例の適用を受ける必要がある。
- ・ 令別表第1(6)項用途で延床面積が1万㎡以下の防火対象物のみ設置可能。
- ・ 適用可能な天井高さは3m以下。
- ・ 準不燃材料で造られた壁または天井で区画されていない場合、設置不可。
- ・ 設置にあたっては着工届および設置届が必要。

7. 問い合わせ先

能美防災(株) 消火設備本部 営業推進部 TEL:03-3265-0283 FAX:03-3265-4803